



資料1

提言：グローバル金融センターとしての東京に向けて

平成19年3月23日

国際銀行協会会長

ポール・クオ

1. はじめに

- 国際銀行協会(IBA)
 - 1984年設立、21カ国65の金融グループ、会員の役職員数15,000名以上
 - 海外の銀行と証券会社をメンバーとする日本における唯一の業界団体
- 本提言におけるIBAの基本的な考え
 - 国際金融センターとしての東京市場の活性化に積極的な賛同と支援
 - 海外の実情と経験をもとにした建設的で实际的な提言
 - 国際金融資本市場間における一層の競争の激化を認識
 - 我が国の製造業の国際競争は激化しているが、金融サービス業には大きな成長余力が見込まれる。金融サービス業の強化によって製造業の強化、経済全般の活性を図ることが可能である。



2. IBAの提言するビジョン

- 2015年までに以下の各点を達成。
 - 東京がアジア地域で最大かつ最も躍動的な金融市場となる。
 - 「日本型」金融イノベーションが、世界標準となる。
 - 様々な利用者のニーズに対応する多様な金融商品が、開かれた競争市場において提供される。
 - 21世紀型の企業経済活動の資金供給源の核として、資本市場が重要な役割を果たす。
 - 我が国の金融監督機関は、先進的な規制・監督実務のリーダーとして国内外から認知される。
 - 金融サービス分野が、知識集約的なやりがいのある仕事を創出する産業として認識される。

3. 具体的提言の概要

- 金融サービス業界の発展が国の優先事項の一つであることを、金融セクター推進機構(Financial Sector Promotion Organization)(仮称)の設立により明確にする。同機構のリーダーシップの下に、官民両セクターの努力を調和させる。
- 金融サービス業界の変化にすばやく対応できる規制・監督体制を確立する。
- 国内外の金融グループが国民のために、より効率的、実効的にサービスを提供するために業務隔壁(ファイアーウォール規制)を少なくする。
- 取引所の堅牢性と信頼性を高め、外国企業(特にアジア企業)の上場を促進する。
- 内外の金融サービスに関わる優秀な人材層を厚く確保する。
- ヘッジ・ファンドをはじめとする代替投資を含む新規の資金供給源を受け入れやすい環境を整備する。
- 「貯蓄から投資へ」の移行およびクロス・ボーダーな経済取引において他国との競争力を強化させる税制を整備する。

4. 金融セクター推進機構①

- 金融サービス業が日本の経済成長にとって重要な原動力であり、市場をさらに開放することこそが我が国の利益となることを、明確に内外に表明することが重要。
- 他の市場では、国レベルで金融セクターの重要性を認識の上、既に以下のような動きも見られる。
 - ・ ニューヨーク: Bloombergニューヨーク市長およびSchumer上院議員の支持の下に、ニューヨーク市場の国際競争力強化のための政府支援を要請。競争力強化を目的として、有力者を迎え官民合同の組織の創設を提唱。
 - ・ ロンドン: Brown財務相の主導で、シティーの国際的業務拡大を目的に官民あげて対応策の協議と推進を開始。
 - ・ 香港: InvestHKおよびHong Kong Trade Development Councilを通じて金融サービス業の拡大を推進。監督機関であるHong Kong Monetary Authorityは国際金融センターの推進を主要課題としている。金融サービス業のGNP構成比12%を占める。
 - ・ シンガポール: 国際金融市場の育成を政府プロジェクトとし、多方面の改革を実施。Economic Development Board、Monetary Authority of Singaporeが中心となり金融業務の環境の整備、世界レベルの人材の確保を推進。金融サービス業はGNPの10%を占める。



4. 金融セクター推進機構②

【提言】

- 内閣府の下に内外の金融機関の実務者等を含む構成員から成る公益機関として、「金融セクター推進機構(Financial Sector Promotion Organization)」(仮称)の創設を提言する。同機構は、東京を金融センターとするために、下記の事項を含む市場拡大策を推進する。
 - ・ 金融サービス業におけるダイナミックな労働市場の創出のための諸施策の促進
 - ・ 東京市場の強みを強調したマーケティングの展開
 - ・ その他、東京市場の国際競争力強化のための諸施策の提言

5. 金融セクターの規制・監督体制のあり方①

- 我が国の規制・監督体制が目指す次の四原則を明確に意識した上で、先進的な規制・監督体制の継続的な構築を図ることが考えられる。
 - 一貫性 (Consistency)
 - 全ての金融商品に一貫した法令を適用することは、投資家保護の観点から望ましい。
 - 実効性 (Effectiveness)
 - 金融商品の高度化、複雑化に対応する実効性のある規制体系が必要。
 - 民間専門家の規制・監督機関への積極登用によって、規制と市場実態の乖離を埋めることができる。
 - 効率性 (Efficiency)
 - 検査、報告等の重複の排除。
 - 諸規制の費用対効果分析による優先順位の設定。
 - 透明性 (Transparency)

5. 金融セクターの規制・監督体制のあり方②

- 規制・監督機関の組織モデルの策定において考慮すべき条件
 - ・ 全ての金融商品・サービス業務に対する法規制の一律適用
 - ・ 業界と規制・監督当局との連携の促進
 - ・ 基本原則(プリンシプル)に基づいた規制と監督

5. 金融セクターの規制・監督体制のあり方③

【提言】

- 統合され、独立した、権限のある規制・監督機関
 - 法令の企画立案、起草作業及び当該規制・監督機関に対する検査・監督権限は政府が保持。
 - 当該規制・監督機関は、全ての金融機関の通常検査を含む規制・監督権限を有する。
 - 現在の自主規制機関の自主規制機能も統合され保持される。
 - 民間の運営資金負担による国民負担の軽減。
 - 民間の積極登用による官民間の対話の促進。そのことにより、民間が有する人材、専門知識、ノウハウの活用を促し、官における人材・専門性不足の解消を図る。

6. 金融コングロマリットに対応した法規制の構築①

- 米国でのグラス・スティーガル法の緩和、欧州およびアジアでのユニバーサル・バンキングの展開の中、我が国においても金融コングロマリット化が進展している。
- 世界の主要先進金融国の中で、銀行と証券を厳格に区別して規制しているのは日本のみ。
- 金融コングロマリット規制においても、海外においては、銀行と証券を区別せずに以下の規制・監督を効果的に行っている。
 - ・ 銀行と証券のリスク隔離
 - ・ 利益相反取引とインサイダー取引規制
 - ・ 銀行の優越的地位の利用に対する制限

6. 金融コングロマリットに対応した法規制の構築②

- IBAの金融コングロマリットは、現行規制の下で、以下の問題を抱えている。
 - ・ 他国で見られる地域統括責任者の設置が我が国で困難なため、グループ経営戦略の策定およびグループ・リスク管理に障害
 - ・ グループ内における人、組織、システムの重複
 - ・ 顧客への総合的なサービスのための商品開発、販売上の阻害
- ⇒ 硬直的な業務隔壁(ファイアーウォール規制)から、基本原則に則った、国際基準にも適合する柔軟な対応への方向性が望まれる。

6. 金融コングロマリットに対応した法規制の構築③

【提言】

- 銀証分離措置の原則的撤廃
 - ・ 金融商品取引法33条の撤廃と同法44条以下に基づく政府令(弊害防止措置、今後制定予定)の緩和

7. 取引所のあり方①

- 取引所は国民の共有財産であり、国の経済、資本市場の競争力の反映でもある。
- 東京市場の豊富な資金力と流動性を比較優位として最大限活用すれば大きな可能性が期待できる。アジアにおいて、殊にアジアの企業にとって、主要な取引所としての地位を確立すべき。

7. 取引所のあり方②

【提言】

- 規制コストを考慮した外国企業の上場促進
- アジア企業の積極的な上場誘致
 - ・ 特別優遇策の実施、プロ投資家向けアジア成長企業市場の創設
- 取引所に対する信頼性の確立
 - ・ ソフト・ハード両面の危機管理体制の整備
- 国内取引所の統合
- 多様な金融商品の上場と投資機会の提供

8. ヘッジ・ファンドにとって魅力ある市場①

- 資金供給と流動性付与機能をもつヘッジ・ファンドを含む代替投資は、海外主要金融市場において隆盛を極めている。
- ヘッジ・ファンドは、流動性の付与のみならず、企業統治への積極的な提言等を通じて、株主利益をより重視する経営スタイルの定着にも寄与している。
- ヘッジ・ファンドは関連するサービスを提供する金融機関、弁護士、IT業者等を引きつけ、幅広い関連産業での雇用創出効果、経済活性効果をもたらしている。
- 以上のことから、海外市場においては税制、法規制の整備を行い誘致を図っている。例えば英国においては、海外の適格ヘッジ・ファンドには課税せず、ファンドの運用者の企業利益のみに課税をする税制改正 (Investment Manager Exemption) を実施。シンガポールにおいては、税制、規制上の優遇措置 (Red Carpet Approach) を講じている。

8. ヘッジ・ファンドにとって魅力ある市場②

【提言】

- ヘッジ・ファンドの我が国への積極的な誘致策の実施

9. 税制上の支援策

【提言】

- 「貯蓄から投資へ」を促進する税制措置
 - ・ 日本版401kの拡充
 - ・ キャピタルゲイン課税優遇の継続
- クロスボーダー経済活動を増大させるための租税条約の見直し

10. 人材の確保

- 金融サービス業は人が資産であり、海外の金融市場調査においても、人材の確保が最重要課題となっている。
- 我が国においても、人口構成、金融市場の拡大を見越すと優秀な人材の確保が緊急課題となることが予想される。
- 英語教育、金融知識の普及と専門家育成、出入国管理の自由化、より柔軟な労務管理、優秀な外国人を惹きつける税制を含む政策等が問題解決の鍵となる。

11. その他の提言

- 専門業務分野の拡大
 - ・ 法曹人口を更に増加させ、渉外関係弁護士の絶対的な不足の解消
 - ・ 国際会計業務に精通した専門会計士の増員
- 立法・政策決定プロセスのさらなる改善
 - ・ 民間と政府機関とのオープンで効果的な協議の実施
 - ・ 法令案の公表、公布日から施行日までの期間の適切な設定
 - ・ 経過措置の適切で弾力的な活用(殊に、税法)
- 金融センターの必須条件としての空港問題
 - ・ 羽田空港における国際便使用枠の大幅な引き上げ
 - ・ 成田空港から都心までの移動時間の短縮化措置